

令和2年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年6月19日(金)午前9時35分～午前11時24分

2 場 所 小郡地域交流センター 第二講座室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員23名中21名:推進委員6名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、片山 潤之、
賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、
藤村 守、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、栗屋 富次、
山根 久子

(2)欠席委員(2名)

海地 博志、藤原 敏郎

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・河村主幹・竹中主任主事・久保

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

会議の最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良雄 委員、小野 基之 委員 御両名にお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和2年度第2回総会農地法第5条議案第64号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、令和2年度第2回総会 農地法第5条議案第64号、阿東地福下、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、当該総会において審議した際に、山口市の生活環境の保全に関する条例の届出がなされておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としておりました。

このたび、当該届出がなされましたので審議をお願いします。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案のとおりで、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

以上で継続審議に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

以上の継続審議に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

挙手全員と認め、只今審議しました継続審議に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、吉敷佐畑六丁目、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第3号、陶、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は2,023アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は127アールとなります。

議案第5号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は433アールとなります。

議案第6号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は147アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けており、特段の事由もなく貸し付けたままの農地はございません。

議案第7号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

取得後の経営規模は118アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けており、特段の事由もなく貸し付けたままの農地はございません。

議案第8号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は35アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けており、特段の事由もなく貸し付けたままの農地はございません。

議案第9号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

なお、この許可申請と同時に利用権設定申出書が提出されており、令和2年6月25日の公告後の経営規模は52アールとなります。そのため、この事案の許可は、利用権設定の公告と同時施行といたします。

事務局 以上の農地法第3条に係る議案につきましては、農地法に定められた、許可することができない事由には該当しません。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

議長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長 特に御意見等ないようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。
全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、徳地伊賀地、農用地区域でライスセンター敷地を拡張するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

なお、私が利害関係者に当たりますので、この場を退席し、議長を職務代理に交代します。

(事務局の誘導により会長退室)

議長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長

御意見等がございませんので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、会長に議長を交代いたします。会長の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、会長入室)

議長

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、下小鯖、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

事務局

議案第12号、宮野上、第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第13号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第14号、宮野下、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、中尾、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第16号、黒川、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、黒川、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、黒川、第2種農地で自己用住宅の敷地を拡張するものです。

議案第19号、黒川、第2種農地で自己用住宅の敷地を拡張するものです。

議案第20号、朝田、第3種農地に進入路を整備するものです。

議案第21号、鋳銭司、第3種農地に建売住宅、事務所、資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、秋穂東、第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

事務局

議案第23号、秋穂東、第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第24号、嘉川、第3種農地に建売住宅を建設するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、江崎、第1種農地に駐車場を整備するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第26号、江崎、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、江崎、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、深溝、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、小郡上郷、第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第30号、徳地堀、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 議案21号、22号は問題ありません。議案23号について、社員用駐車場を作ることは問題ないですが、作る際に、駐車場が道路に面しており、雨が降った時に法面から土砂が流れ出ないように措置をしてほしい、また、そこに神様が祀ってあるので注意を払ってほしいという条件が出ていたのですが、その件はどうになりましたでしょうか。

事務局 議案第23号につきましては、地区協の中で、過去にも色々トラブルがあったということで、近隣の了解を得るように、という御意見、条件がつかまりましたので、事務局の方で代行した行政書士に対して、近隣の方の了解を得るように伝えまして、その了解を得ていただくという状況になっております。

川東地区委員 そういうことで、そうした条件がついたということで、それが叶えられれば問題なしということです。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。川東地区の23号につきましては条件付きということで、現在事務局から問い合わせをされているそうですので、その辺の経過も見守りたいと思います。

以上の農地法第5条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

A委員

21号議案、鑄銭司の分ですが、建売住宅と資材置場が一緒なのですが、この地図でいうとどの辺りに資材置場とか事務所があって、住宅がどっちに寄せられるのか分かりますか。

事務局

申請書の平面図面を確認しましたところ、皆様のお手元にお配りしております図面の地番でいいますと●●●●-●、●●●●、●●●●、●●●●、この辺りが車両置き場、それから●●●●-●、●●●●、●●●●、この辺りに住宅、それ以外の●●●●から●●●●-●辺りに車両の駐車場兼事務所、という計画になっております。以上です。

B委員

先ほど、秋穂で条件がついたもの、行政書士との話し合いで進めるということだったのですが、見通しはどのようなのですか。

地区協で通ってここへきて、今から条件付けると言われてもどうしようもないですね。

もし、その条件がつかなければ地区協が認めないということでしたら、地区協の段階で止めておいていただかないと、総会ではイエスカノーかだけですよね。

事務局

議案第23号の件でございますけれど、今事務局の方から行政書士に依頼をしているということで申し上げます。これは見通し的には確実に話がされるものと考えております。従いましてそういう思いの中で事務局の方も本日の議案に提案をいたしたところでございます。

B委員

条件を守ってもらえるのですね。

C委員

そこが問題。決裁おろしたらやめた、そんなこと知るか、という事が往々にあるのだから。だから、そういうのはやはりいけない。今日までにちゃんとしてくれと言って、上げてもらわなければ。

別にここは退けてよ、今23番は。それで他を決裁して、また来月出せば良いではないか。私はそう思う。

でなければ農業委員を馬鹿にされている気がする。はっきり言えば。そ

C委員

ういうのは中央にもある。通ったら関係ないというのがある。中央にも。会長にも、外してから決裁とろうと言おうと思っていた。

事務局

事務局の方はその辺りはなるべく総会の中で決めていただくということでございまして、委員の皆様のお考えで、この総会で保留ということになれば、事務局の方は申し上げることはございません。

B委員

地区協の中で話が出て、地区協の皆さんが賛成してここへきて云々というのをおかしいと思う。問題があつて総会にはかけられないと思ったら、地区協の段階で保留しておいたらどうなんですか。総会にかかったらもうイエスかノーかしかないと思います。

事務局

このたびはこういった形で総会の方に提出いたしました。次回以降もこういった案件が出てくることも考えられますので、その辺りにつきまして再度事務局の方で検討いたしまして、こういった議案につきましては総会にかけべきか、かけないべきかというのを判断してまいりたいと考えております。

議長

今、B委員さん、あるいはC委員さんから、議案の取り扱いについての御意見がありました。他の委員さんからどういうお考えがあるか、御意見がある方はお願いをいたします。

D委員

10日に地区協がありまして、ちょっと提言させていただきまして、この件に関しまして。この図面を御覧いただいておりますように、図面は25ページですね。

駐車場をお作りになるのは全然問題ないのですけれども、入口の所にKさんというお家があって、その間に軽トラが1台入るか入らないか位の狭い道路ですね、それを通られたところに小さい小屋があります。

その辺りは全部Lさんという方が畑を作ってらっしゃるんです。

そして、●●●●-●のところ、法面になるんですが、そこに雨水が流れてくると崩れてくるのではないかと、そこへまた神様が祀ってあるんでそこ

はどうなるのだろうか、ということをしてしさんから質問をいただきましたので。

業者さん等からお話を何も伺っていないので、その辺りのことをちゃんと聞いてほしいと。もし良かったらご自宅の方へお話に来ていただくと有難いんですが、ということを知りましたので地区協でお話をさせていただきました。

で、行政書士さんの方に連絡を取りますという事務局のお話でございましたので、今日こちらに来ました時に何らかの連絡を聞いてますかと地区委員にお聞きしましたら、事務局からは何の連絡もなかったということだったので、どうしたのかなと思ってちょっと今日聞いていただきました。

こういうのは、さっき仰っていただいたように、こういう話が出た時には、この総会で議決をとるかどうするかという問題もあると思うんですけど、これからどういう方向に進めていったら良いのかな、とは私も思います。以上です。

議長

ありがとうございます。他の委員さんから何かございますか。

B委員

別段やかましく言う気はないのですが、地区協議会において全員一致で決めておって、総会に来てから「あれは困ります」という話をされると、どうしようもないですね。

だから地区協の段階でもっとしっかり話し合っていて、どうだ、という方向を出してそれから総会に提出していただきたいと思います。この件について、もう約束が守られるということだったですから、それはそれでよろしゅうございます。

議長

了解についての確約はできているのでしょうか

事務局

行政書士の方にはそのような依頼をしております。基本的に、行為については困難な行為ではないという風に事務局はとらえておりますので、守っていただけるものということで見通しておるところでございます。

議長

了解について確約と言いますか、実行されるというでございますが、今後こういう問題が出た時にどういう取り扱いか、今B委員さんが言われるように地区審議の段階でしっかりとそういう条件が出た場合には、それを処理した上で総会に提出してほしいという要望だと思うんです。ここは最後の採決の場ですから、皆さんがこれをどう取り扱うかということで、色々賛成かあるいは反対かということもあろうと思いますけれども、地区協あるいは事務局、そういった段階の間では、条件は実行されるだろうという状況の中で総会へ提出されておりますので。

E委員

どうですかね、ここではもう、地区の代表で「問題ありません」ということで採決とるんでしょ。だけど問題があるのでしょうか。問題があるから総会までに結論を出してくださいという。

で、結論が出ていれば採決が取れるのだけれど、まだ出てないんでしょ。まだ流動的なんでしょう。そういうことを認めてやると先程C委員さんが言われたように中央地区でも多々あると。許可してしまえばもう業者の言いなりだ、ということもC委員さんも御指摘されているから、その辺の見解をはっきりして、事務局がよく詰められて、どうするかというのを出していただくと、採決しやすいのですが。

議長

そういうことになると、一応保留といういことになりますね。もう一度地区審議で、確実に出した条件を飲み込んで、地区審議で決定されれば問題ないと思います。要は秋穂のD委員さんから御説明がありましたとおり、我々他の地区の者はその状況というのは見てもおりませんし、どういう状況にあるのかということも判断しかねますので、その辺は色々な物の考え方があろうかと思えますけれども。

F委員

大内でもこういう件はよくあるんですけども、その時は今日の総会までにちゃんと連絡が入ったら、それは了承しましょうということで地区協を終えるのですけれど。

事務局と行政書士さんとの間の連絡が取れているか取れていないかは、昨日までに、又は今朝まででも良いですから、ちゃんとお互いにしっかり

F委員

と連絡を取り合ってこの場に臨んだらそういうことはなかったかと思いますが、今朝でも、今でも行政書士さんに連絡を取ってたら大丈夫ですよ、ということはないのでしょうか。

その辺は大内なんかは、もし事務局が連絡を取れなかったから次回に保留しますということは地区協でちゃんとそのように言い伝えがあります。

ある程度事務局の方も、秋穂だけ責めたら申し訳ないと思うんですけども、そういう風にいっておられるから、ちょっとそれが連絡を取れなかったから、というのを連絡してあげないと。

議長

事務局さん、どうでしょうか。

事務局

行政書士の方には依頼をしておるところですが、その結果につきまして、今確認をしております。ただ、本日のこの総会前に地区協の皆様方にこの行政書士に話した後の経過等をお伝えしなかったというのは、これは事務局の方のミスでございまして、大変申し訳ございません。こういった件がありましたら、総会までには、事務局の方で整理をし、地区協の皆様へお伝えすると、そういう風にしたいと思います。

G委員

条件付きということですが、条件付きというのは口頭ではないですよ。やはり文書的にきちんとというのが前提でしょうか。

もしも文書としてきちんと出さなければいけないものだとしたら、ないものをここで議決するというのもおかしいかな、という風に思うんですよ。その条件付きという、その取扱いの仕方というのは、どのようになっているのでしょうか。

それともう一つ。条件付きと仰ったのですが、どういう形で出てきたら地区協としては、ということがあるのでしょうか。

D委員

どういう風にされるんですか、という説明とか、そういうのがないから。だから業者さんがどういう風にされるのか、雨水がどういう風に流れていくのか、また駐車場の横にU字溝をつけて、雨水は向こうへ出すとか、法面を崩れないようにしますというのであれば、何も問題はないのだけれ

D委員

ど。このまま上からどんどん、コンクリートで雨水を流されたら法面が崩れていくので心配だと。だからそういう点がどうなっているんですかねと、それをちゃんと行政書士の方から聞きたいと。

何の説明もなくただ駐車場ができますという話なのだけれど、駐車場ができるという話も全然知らなかったのでどうなんですかね、と言われたので、じゃあそういう図面が出ていれば、話が聴ければということでお尋ねをしました。

議長

今の件ですけれども、要は現地確認、これが非常に大きなポイントを握っておると思うんです。現地確認に行ったときに、どういう判断をするかというのは、あらゆる想定の中での現地の確認だと思っております。だから一番理想というか、そういう状況を見て判断されて、その辺が地区協会の一つの議案として上げられて、本当に検討されておれば、問題はないと思いますけれども。その辺が不十分だったというのが、この度の件だろうと思うんです。だから、その辺を行政書士さんと事務局とのやり取りの中でやりますよ、という前向きな姿勢で今臨まれておるんだろうと思いますけれども。

けれどもここは農地法の最終決定の場ですから、委員の皆さんがこの件に関してはもう一度、再度検討して現地を確認してもう一度、と言われれば、保留という結論も出てまいります。

その辺を皆さんの意思を決めておいてもらわなければ、一個人、委員さんの考えで、では山口市農業委員会の一つの意思ではないと思います。

だから総会の場でちゃんと説明できれば、何ら問題ないんですけど、その辺が今まだ確実なものは、事務局と行政書士さんとのやり取りだろうと思います。あとは施工される施主の方の考え、M（申請者）さんの、その辺のお取り計らいだろうと思います。そういう考えを私はしております。

皆さんがこれを再度審議しようとするのであれば、この場で保留という形をとっても差し支えないだろうと思っておりますけど。

H委員

今までのお話を聞いていますと、やはり議長がまとめられましたように、今すぐ答えを出すというのは難しいだろうと思います。そうするとやはり、

H委員

一回保留にして行政書士さんと事務局、それから駐車場を作ります方、そうした方との最終的な方針、そうしたものを確認した上でここに出す。だから、一応保留にして、次回で結論を出すということにするのが一番妥当かという気が、私はします。

議長

他の委員さんから何かございますか。色々な面でこういう問題はこれから多々出てくると思いますんで。

I委員

駐車場は道の上ですね。多分コンクリート舗装かアスファルト舗装だと思うんですが、そうしたきちんとした設計図、法面をどういう風なものを貼ってやりますよという、そういったものがなかったんですかね。

D委員

らしいんですね。全然御存じなかったから。それで聞きましたら、雨水を流すのみという資料が出ていたと思うんですけどね。

私は別地区の担当になっていきますので、詳しくは見えていないんですけど、これは気にかかっている聞きにいったんですね。そしたら法面はどうなるんだろう、駐車場ができるという話も何にもないし、ちょっとびっくりしましたということで、一言どういう工事をするとか言ってほしいと、雨水はどこにどういう風に流れるんだということをやんと。

駐車場を作ることは決して反対はされていないですよ。駐車場をお作りになっても全然構わないんだけど。そういうことに関してちょっと気にかかるのでというお話でしたんですけども。じゃあ、聞いておきましょうねということで私がこの間の面談でお話をした訳です。

議長

今ちょっと行政書士さん或いは事務局との連絡を取り合っておりますので、一応この件、23号を除いて、5条の他に意見がなければ、採決を取りたいと思います。よろしいですか。

【「はい」と答えるものあり】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議

議長

案のうち、23号については後程また審議しますので、他の件で一括して採決を行います。

すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第31号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、合計29筆、50,684㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第32号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、合計6筆、12,520㎡でございます。

なお、このうち秋穂2筆4,870㎡につきましては、土地改良事業に係るものであり、従前地がありませんので、農用地利用集積計画には計上されておられません。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第33号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、除外申請が5件、3,833㎡、用途変更が3件、2,435㎡でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

事務局

議案第34号、農地利用最適化推進委員の辞任について説明いたします。

このたび、阿東徳佐上1138番地 落合(おちあい)重武(しげたけ)推進委員より、辞任届けが提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるようになっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

落合委員の辞任理由は、自分が代表を務める農業法人の規模拡大、研修生等の受け入れも行っており、仕事量が増加し、農地利用最適化推進委員の業務に支障をきたすためでございます。

説明は以上でございます。落合推進委員の辞任につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の辞任について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の辞任は認められました。
なお、令和2年6月30日付けでの辞任となります。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。

事務局

議案第35号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。
阿東嘉年地域におきまして欠員が生じたため、5月25日から6月15日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

本日総会前に、推進委員候補者評価委員会を開催し、阿東嘉年下3057番地1矢次（やつぎ）和久（かずひさ）氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

7月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので、本日総会でお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました
が、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地
利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業
委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。
なお、令和2年7月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、令和元年度事業報告（案）及び令和2年度事業計画（案）に
ついての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第36号、令和元年度事業報告と令和2年度事業計画について説明

事務局

いたします。

6月の地区協議会で御説明をさせていただきましたが、本来は、委員さんが一堂に会して、前年度の業務報告（案）、新年度の事業計画（案）を御審議いただくところですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を断念し、本日の総会でお諮りするものでございます。

資料につきましては、6月の地区協議会で配布し、御一読していただいておりますので、内容の説明は省略させていただきますが、一点、委員さんの方からの御意見で漏らしておりました件につきまして御報告をさせていただきます。

35ページの上から5行目に「全国農業新聞の普及推進について」の項目があるかと思いますが、強調月間で委員さんにお一方二部の推進をしたということだけを書かしていただいておりますが、令和元年度普及部数の部で山口市農業委員会が全国九位となりまして、令和元年度の普及拡大特別優秀農業委員会として今回賞を頂いております。御報告をさせていただきます。委員の皆様方には普及活動に御尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。説明に関しては以上となります。

御審議よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました令和元年度事業報告（案）及び令和2年度事業計画（案）について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、令和元年度事業報告（案）及び令和2年度事業計画（案）は認められました。

議長

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案40ページをお開きください。合わせて、参考位置図32ページを御覧ください。

議案第37号から議案第42号について、一括で説明いたします。

中央地区1件、川東地区1件、川西地区2件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第37号、議案第38号、議案第41号、及び議案第42号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第39号、議案第40につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告第3号のうち佐山については令和元年度第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

阿東生雲東分については、山口市の生活環境の保全に関する条例の届出がなされておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としていましたが、未だ届出がなされておられませんので、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上で、本日の議案審議は終了しましたが、23号についての、保留かどうかについての案件でございませうけど、事務局の方から連絡を取っておれば、報告をお願いします。

事務局

只今、地区担当者に確認しまして、その状況について連絡をとったところでございます。その連絡の内容につきましては、本日皆様の方に話に行くという確約までは取れていると。以上でございます。

議長

只今、事務局からの連絡の状況等が報告されましたが、如何いたしましょうか。

H委員

今の行政書士さんとの連絡で、次の時にはきちんと連絡するということ

H委員

になったのであれば、この場合は当然ながら保留という形で、次回で審査ということになるんじゃないですかね、必然的に。

議長

ですから、皆さん方の意見をお願いします。保留にするのであれば保留で結構です。現地調査の状況はどうだったのでしょうか。

川東地区委員

3人行きました。農業委員さんと、地区の推進委員2名の合わせて3名で現地を見まして、そこはその奥にMの寮ができておまして、入る道の両側に駐車場を作るということでありましたので。前から話は少し聞いていた訳で。

見た限りでは特に問題ないであろうということで、私たちは一応問題ないということにしておった訳ですけど、地元の方に話が全然いっていないという話が出まして、先ほど言われました側溝の問題とか壁の問題。崩れるとか大雨が降ったら寮の方から水が出てくる訳ですので。

その問題点等の話を十分なされておると、私達はできているだろうと思っておった訳ですけど、現実的には地元への話が全然いっておらず、その辺の話ができていないということで。

地区協議会の方でそういうものは完全にできているかどうか、という確認を取られた時に、その場ではわからなかったもので、それは出された方へ確認しようということでその場は一応同意した訳です。確認をとってもらおうということで同意した訳です。

だから、その同意、やるという同意をこの総会までに言って頂ければ、私たちも同意したと思ったわけですけども、同意がとれた、やりますというのがないとちょっと問題があるのではないかと考える訳です。だから、行政書士さんも確実にやらせるという同意を頂ければ、私たちは同意できるという風に、問題ないという風に考えております。

B委員

ちょっとすいません。今の、隣の承諾がないということで、法的に農地転用を認められないということが出来ますか。法的には問題ないのではないですか。

事務局

転用の許可につきましては、あくまで転用の審議は駐車場、この度は駐車場でございますが、駐車場で問題があるかないかという審議ということになりまして、周囲の公道についてということを含めまして、いわゆるそこができないと許可をしないという、条件付き許可というものは、法的には難しい。

農業委員会サイドと言えることはあくまでも、施工される業者の皆さんにお願いをするであるとか、行政書士にお願いをして話に行ってもらおうとか、あくまでお願いの範囲でしかできないということになっておりまして、先ほどお話のありました条件付き許可とかいうことは不可能と考えております。

C委員

隣接地との了解が取れていないということですよ。あまり説明されていないということであれば、説明しても相手が納得しなくてもやるということではできる訳ですけども、やはり作るからには隣接地の了解というのがあるよう説明するものですけど。どのへんで折り合うか私たちは分かりませんが、説明もなしに揉めている所を僕は一回くらい保留にしても良いんじゃないかと思えます。

うちの地区でもあります。中央地区は特に色々ありますけれども、できる限り隣接の許可を求めてもらうようお願いしていますし、どこが接点になるかというのは分かりませんが、その辺はちょっと説明もしていないとか、今日まで回答がないというのは、ちょっと許されないような感じがします。もう一回くらい保留にしても僕は良いんじゃないかと、個人としては思います。

議長

私も農業委員長なのですが、私が当初農業委員になった当時は、被害防除計画、今添付書類として出されますけれども、昔は隣接者の印鑑、これ全部いただくのが添付書類として、添付して出すようになっていましたけれども、今はペーパーですから、被害防除計画、チェックのみですから。

結局今徳地でも一件ほど太陽光で問題が出ていますけれども、許可はしたんですけども、今現実として太陽光が設置できない状況になっております。というのが結局先程から色々話も出ていますけれども、地元への説

議長

明、これがなされていないということが一つ大きな点だろうと思います。

今までは隣接者の印判が絶対いるから、計画をして、ここに何を作りますよ、ということで黙認して承諾印を押しますけど、今はペーパーだけですから、現実にしてやろうとした段階でないと隣が何をするのかわからない、というような件も多々あるのはあるんです。今徳地も太陽光が一件ほど許可は下りておりますけど、次に進められない。地元隣接者の反対意見が出ておりますので進められない状況です。また、あれから説明には行かれたと思いますけども、結果はまだ聞いておりません。

そうしたことで、現地確認というのは非常に重要な、転用に関して、4条5条に関しては重要なポイントだろうと思うんです。だから現地確認は被害防除計画等色々な面、角度から見て検討して頂いて、地区審議に臨んでいただきたいというのは、今後の大きな課題であろうと思っております。

それでこの23号、今意見が出ましたけれども、皆様の御意見を得られれば、一部では保留という意見も出ましたけれども、皆様どう思われますか。

J委員

私どものところで言いますと、農地が周りにあれば必ず水路の確認をする。要するにアスファルトをやれば、油の混じった水が流れますし、それから土砂が入って流れるとか、それを整備すると一時的にたくさん流れますよね、普通の水田等と違ってですね。だからその所は、やはり最初に確認して、その開発に条件付きにしないと、後残った人が大変だと思います。私どもは最初に水の関係を見ますので、用排水路とか。これもやはりその辺は最初の条件に課しておくべきで、それともう一つ会議の進め方で何度も出ましたが、やはり条件を付けないと、最初の地区の協議会の時にもですね、その段階で出てこなかったら、その会議でも決められない訳ですよ。だから、条件を付けて賛成ということになったんだと思います。そしたら事務局は大変かもしれないけれども、総会までには決着をつけていただく、大変でしょうけどそれをお願いします。で、今回については保留と。

B委員

これ、隣地の承諾がいないので、法的にここで条件付きとか何とかや

B委員

った場合に、相手が訴訟してきたとき、どうなりますか。事務局として。向こうは隣地の承諾がいらないうですよね。

事務局

訴訟に発展した場合には、農業委員会の方にそれだけの強制権がございませんので、敗訴する。そういう形になろうかと、今の時点では考えております。

事務局

事務局の方から補足説明させていただきます。基本的に周辺の同意というものは必要ない状況です。皆さん御存じのとおり太陽光でも会長も言われましたけれど、許可自体はおりて隣接者の同意が全然取れてなくて、実際進まないということがあります。今回もそこについては一緒に、今回駐車場にします、というのがあって、隣接の同意が取れているかどうかというのは、また別の話になります。

地区協の方で被害防除計画とか計画性、私も5条について説明するときには計画の実現性があるか、資金力があるかとかそういったところを御説明していますけれど、そういった所は恐らく、地区協で現地確認して審議したときに、そこについては問題ないということだったんですよね。そこで問題ないということであれば、今言われているのは最終的に同意の話になるので、それ以外の所が許可の要件を満たしているか満たしていないかというところで審議するべきかなと、事務局としては考えます。ただ、委員の皆さんが言われることは私もわかります。本来であれば同意が取れた方が良いでしょうけれど、太陽光等も。ただ、今現在そのようになっていないというところで、御審議いただけたら、と思っております。

D委員

本人はですね。駐車場を作ることを申請されたこと、それは結構です、別にそれは反対している訳ではなくて。されることは良いです。ただ、どういう工事をされて、雨水がどういうところに流れていくか、法面の所が崩れていくとそれは困るので、そういうところの話をきちんとして頂ければ有難いということだったので、それを確認してください、と地区協でお願いしたんですけれどね。その時、行政書士さんにお話をしてみますということだったので、何らかの返事が来るかなと思ったけれど何にもなかつ

D委員

たので、どうなっているんですか、ということなんですけれどね。

今法律的に皆さん、事務局、同意がいるいらないということもありましたけれど、それで強制的に許可をしないということは無理だと思うんですね。だからここで保留する、しないという、まあ保留しますよ、という強制的なことは恐らくできないであろうと。ただ、周りとはその方たちにはどういう工事をしますとか、そういう話をしていただけるのが一番だと。

事務局

担当地区の者がスピーディーに動けなかったところは、事務局にも落ち度がありますので、大変申し訳ないのですが、今言われたように、保留にするということであれば、要件に満たないとか、今実際に報告3号で保留になっていると思うんですけれども、届出がなされていないとか、被害防除計画に疑義があるとか、そういったところで保留にすることは可能だとは思いますが。

今、お話を聞く限り地区協ではそこまでいっていない、被害防除計画等については適正であるということであれば、私個人としてはそのまま今日の審議でお諮りした方が良いのではないかと考えております。

B委員

住民とですね、業者でしたら問題ないと思いますけれども。業者と市役所ということになると問題があると思うんです。さっきのは「約束を守ってもらえる」ということで、保留をしなくても良いと思うのですが。

これからは、ここへ出す時は、そういう話がないということを確認して、今回は約束を必ず守ってくれると信じて承認したらと思いますが。

そうでないと行政に対しては業者も強いと思うので。住民との関係になるとそういうことにはならないと思いますけれども。

議長

如何いたしましょうか。今、B委員さんも言われたようにここで採決をするか、それとも保留か、ということ。

B委員

手続上問題がないのですから。保留というのは。

議長

書類の不備とか、そういう問題はないです。ただ、法面の土砂が崩壊す

議長

るというか、そういうのが懸念されるということで、それを施工されるにあたりちゃんとされれば問題ないということです。23人分の権利は皆ありますから。

I 委員

土砂が崩れる、畦畔の。土砂が崩れるというのは問題ではないか。問題ないというけれど、畦畔土砂が崩れてとなれば、これはどうなるのだろうか。問題ですよと、言われる以上は。どなたが言われてきたのか分からない。納得されている方も。

議長

土砂が崩れないようにしてくれ、というのが条件だと。

I 委員

条件付では出ないよ、というのであれば、きちんとした回答をもって、地区協で「こういう回答をいただきましたよ」と、であれば総会に上げましょうと。で来月に持って行った方が良いのではないか。土砂がこうなって、さっきあったアスファルトでも油水がどこへ行くのだろうか、というのが問題ですよ。池の方へ流れていくのかもしれませんが、それが問題だから審議している。

B 委員

最初出た申請書に、そういう計画は出ているのでしょうか。

事務局

被害防除計画書として必ず提出いただくものです。もし本当に、今言われるように被害防除計画で明らかに足りないだろうということであれば、当然計画性に不安がある訳なので、審議保留ということは可能だと思うんですけど、そこは確認させてください。恐らくそこは地域の方でも確認して、問題ないという話はしていると思うんです。

B 委員

私たちはあくまで農地法によった審議ですから、それ以外の感情を入れてやったら、それはもう。

I 委員

地元の人が、どうなるんだろうかと心配しているのだから。地元の人が、土羽が崩れたらどうなるんだろうか、油水はどうなるんだろうか、という

I 委員 質問をきちんと開発業者に言って、回答を出して、初めて上げるべきじゃないだろうか。何年も許可しないというわけではない。1か月ほど業者さんにこらえてくれ、待ってくれというだけだ。

H 委員 私も保留案を出したんですけれども。今仰られたように、そう長いこと待てという訳じゃない。さっきから盛んに話が出ている、油水が出るかもしれないとか、土砂が農地の方に入るかもしれない、畑に入るかもしれない、という風な二次的なことが起こるかもしれないから、きちんとしたものを教えてください、ということをお願いする。それで出てきた、これなら問題ないですね、で一か月後には審議されて了承がされました。それでそうやれば法がこうなっているから、ああなっているからこれはもう無理だとか、そこまで飛躍しなくても良いという気がするのだが。

A 委員 ここにある被害防除計画には、きちんとした「それ大丈夫よ」という防除計画が出ているのですよね。

川東地区委員 出ていますか。

A 委員 出ていない？

事務局 出ています。

A 委員 出ているのであれば、後は地元の人の説明。

事務局 皆さんいつも見られていると思いますが、全部が全部細かいところまで、どれだけの雨が降ってどれだけ崩れるとか、そこまでのものは添付する必要がないので。この書類の中で判断をして頂いた上では、一応大丈夫だろうという判断ですよね。全部言い出したら、それは雨もどれだけ降るか、今から先分からないし、防除計画書は付けなければなりません、きちんと付いています。書類の不備についてはごさいません。後は、近隣の住民との説明なりが上手く今っていないであろう、という状況でございます。

議長

近隣住民とは何人、対象者は。

事務局

隣接の後ろ側は社員寮になっているので、もう同じ方です。その●●●●－●側の後ろ側に畑があるんですね。前側に道路があつて。その方が説明してくれたら、ということだったと思います。お一人だったと思います。

D委員

畑に上がるのに、軽トラが1台やっと入る道で、狭いもんですから。

事務局

前の道が低いのですか。

D委員

低い。駐車場の方が凄く高い。入口が狭くて登り口になっていて。だから、あの周りを現地確認に行っても気が付かないと思います。ただ出た申請地だけ駐車場という形で見に行くから。私は家が近くだから「ここはどうなるんだろうか」と思っていますけど。

長時間審議してもらっていますけれども、書類的に不備がなく、行政書士さんが確認をとってやりますと仰るのであれば、今回は行政書士さんの言葉を信じて許可を出すことは問題ないと思います。

川東地区委員

一応、申請が出て、それを地区では私も見に行ってから、これで良いだろうということで同意をしている訳です。ですから、先ほどから出ておりますとおり、土手の崩れと排水とをですね、完全に障害を起こらないようにやってもらうということを、事務局の方から行政書士さんの方によく言って頂いて、確実にやらせるということで、ここで同意をいただきたいという風に思います。

これ他のものでもありますよね。ちょっとしたこととか。これを一々全て確認をとって書類出せとか言っていたら前に進まないだろうと思いますので。一応、私の地区としてはそういうことを、施工される業者、作られる方、その方に一応話を通していただいて、申請通りやっていただくということで同意したいという風に思います。

議長 事務局は行政書士さんから「やる」ということを言われたのですね。

事務局 今日、どこまでどういう風にやるという話ではないですが、もう一度行政書士さんに確認して、もう一度本日ちゃんと説明して、計画通りに進めるということを近隣の方に御説明する、ということにつきましては、確認がとれました。

議長 今、そういうことで一応、施工の段階においてはやるという前向きな姿勢での確認はとれたようです。そうしたことで、これを保留にするか、今日の採決にするか、どちらかですけれども。ここで採決を取りましょうか。

(そうして頂きたいと思えますの声あり)

議長 保留を希望される委員の方は挙手をお願いします。

【委員の挙手なし】

議長 保留という点に関しては、皆さんの手も挙げづらいようですので、今日の23号については採決するという結論を出さざるを得ないと思えます。

しかし、次回の総会の折に、土砂防除等の施工状況、そういったものの確実な方法で報告をして頂きたいと思っております。

それと、今後は事前にその辺のチェック、現地を確認された時に、確実に地区協に出されるまでにチェックして、地区協でオッケーが出た案は、許可が出たならば、ここでそういうことが出ないような体制づくりも必要ではないかと思っておりますので、現地確認はもっと重要視するとか、あらゆる角度から検討して現地を確認していただきたいと思えます。

では、一応23号については、農業委員さん賛成ということでよろしゅうございますか。賛成の方の挙手をお願いします。

【委員挙手（多数）】

議長

5条の23号については賛成多数で可決ということにいたします。山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

全般を通しまして委員さんの方から何か御意見等、御質問等があれば伺いしますが。

E委員

事務局の方に図面というものは出ますか。

事務局

土地利用計画図が出ます。

E委員

それは、どういう形で駐車するというのは、見ているのでしょうか。土羽がどうだとか、水路はここまでやるとかやらないか、とか。それはちゃんとやってあるのでしょうか、図面上に。アスファルトでやるとか、コンクリートでやるとか。

事務局

駐車場はそこまで出ません。整地するか等は出ますが、底の素材を何にするかまでは出ません。

E委員

側溝をやるか土羽をつけるか。どうするかというのは、構築物が周りの、出るはずですから。そういうのを求められたらどうでしょうか。

議長

今回の利用計画図はどのようになっていますか。

事務局

このたびの計画に出ている図面は、10cmほど盛るという計画です。

E委員

今の地面からちょっと高くなりますね。では水路はもっと下がりますが、その辺の加工というものは出ていないのですか。

事務局

図面は様々でこちらが指定するものではなく、今回出ている図面は設計図でもなくポンチ図程度の図面です。現在の法面を今回加工するものではない訳でございます。また、法面が10cmでございますので、行政書士とし

事務局 てもそれ程の図面を出すものでもないだろうというものです。

E委員 例えば、大回りに雨水の水路を作るとか、そして水路から1か所に落とすとか、普通造成の際にはありますよね。駐車場でも、駐車場の大回りに水路をやって。
断面は高低差がないということですか。

事務局 現在の土地の上に10cm盛るだけなので。

事務局 前の道が低いです。整地する方が高いです。

議長 どの位の高さがあるか。

D委員 2mくらいか。

議長 2mであれば、擁壁なりと何かが必要だろう。

J委員 10cm盛土の上に舗装等はありませんか。

事務局 舗装の計画は出ていません。

議長 一応、今日の場合は賛成多数で可決ということでお願いを致します。また次回、報告をしていただくように、もし何であれば図面等も一緒につけて説明等をお願いします。
以上ですが、委員の皆さんの方から何かあればお願いします。
なければこれで、本日の総会を終了させていただきます。大変慎重な御審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

議長

【発言なし】

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年6月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良雄

署名委員 小野 基之

記 録 者 久保 謙一郎